

事 務 連 絡
令和2年2月28日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山 崎 篤 男

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う建築設備の
部品供給の停止等への対応について

平素は本会の業務運営に当たり、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応等につきましてはご協力いただき
まして誠にありがとうございます。

国土交通省住宅局から、建材・設備の部品供給の一部で供給の滞りに伴う納品遅れ
や工期の遅延が想定されることから、完了検査の円滑な実施に関する通知が各都道府
県及び指定確認検査機関等あてに発出されました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知方よろしく願いいたします。

以 上



事 務 連 絡
令和2年2月27日

建設業団体等の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う
建築設備の部品供給の停止等への対応について

標記の件について、別添のとおり、各都道府県及び指定確認検査機関等宛てに通知したため、建築施工者団体あてに対して幅広く周知をするよう、住宅局建築指導課長から依頼がありました。

つきましては、貴団体及び傘下企業に対し周知いただけますよう、よろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 27 日

国土交通省土地・建設産業局建設業課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う
建築設備の部品供給の延滞等への対応について

平素より建築行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材・設備の部品の供給が滞っていることから、日本国内の建築工事において、これらの設備等の納品が遅れ、工期が延びる事態が想定されます。

このような事態を受け、別添のとおり、各都道府県及び指定確認検査機関等宛てに、完了検査の円滑な実施について通知しました。

貴課におかれましても、建築施工者団体に対し幅広く周知をいただきますよう、よろしく願いいたします。

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 高木、矢吹
TEL : 03-5253-8513

国住指第 3960 号
令和 2 年 2 月 27 日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



完了検査の円滑な実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材・設備の部品の供給が滞っていることから、日本国内の建築工事において、これらの設備等の納品が遅れ、工期が延びる事態が想定されます。この場合、これらの設備等が未設置の状態で工事を完了させ、完了検査の申請がなされることが予想されます。

このような案件については、個別の申請者からの相談に応じて、下記の事項に留意の上、軽微な変更該当する場合には、完了検査を速やかに実施するとともに、軽微な変更該当しない場合には、計画変更の手続き及び完了検査を速やかに実施していただきますようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

1. 軽微な変更該当する場合は、完了検査申請書の第三面【10. 確認以降の軽微な変更の概要】欄に、変更内容が記載されていることを確認の上、完了検査を速やかに実施してください。
2. 軽微な変更該当しない場合は、原則として計画変更となるため、申請者に対しては時間的余裕をもって対応するよう周知してください。

3. 住宅の建築工事の場合、確認済証の交付を受けた内容から一部の設備等がないことをもって、「住宅」として工事が完了していないといった扱いをすることのないよう、柔軟に対応してください。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 高木、矢吹

TEL : 03-5253-8513

国住指第 3960 号
令和 2 年 2 月 27 日

北海道開発局事業振興部長
各地方整備局建政部長
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

完了検査の円滑な実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材・設備の部品の供給が滞っていることから、日本国内の建築工事において、これらの設備等の納品が遅れ、工期が延びる事態が想定されます。この場合、これらの設備等が未設置の状態で工事を完了させ、完了検査の申請がなされることが予想されます。

このような案件については、個別の申請者からの相談に応じて、下記の事項に留意の上、軽微な変更該当する場合には、完了検査を速やかに実施するとともに、軽微な変更該当しない場合には、計画変更の手続き及び完了検査を速やかに実施されたい旨を通知しますので、貴職におかれましては、貴職指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

1. 軽微な変更該当する場合は、完了検査申請書の第三面【10. 確認以降の軽微な変更の概要】欄に、変更内容が記載されていることを確認の上、完了検査を速やかに実施してください。
2. 軽微な変更該当しない場合は、原則として計画変更となるため、申請者に対しては時間的余裕をもって対応するよう周知してください。

3. 住宅の建築工事の場合、確認済証の交付を受けた内容から一部の設備等がないことをもって、「住宅」として工事が完了していないといった扱いをすることのないよう、柔軟に対応してください。

以上

【問合せ先】

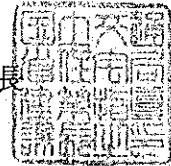
国土交通省住宅局建築指導課 高木、矢吹

TEL : 03-5253-8513

国住指第 3960 号
令和 2 年 2 月 27 日

各指定確認検査機関（大臣指定）の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



完了検査の円滑な実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材・設備の部品の供給が滞っていることから、日本国内の建築工事において、これらの設備等の納品が遅れ、工期が延びる事態が想定されます。この場合、これらの設備等が未設置の状態で工事を完了させ、完了検査の申請がなされることが予想されます。

このような案件については、個別の申請者からの相談に応じて、下記の事項に留意の上、軽微な変更該当する場合には、完了検査を速やかに実施するとともに、軽微な変更該当しない場合には、計画変更の手続き及び完了検査を速やかに実施していただきますようお願いいたします。

なお、地方整備局長指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

1. 軽微な変更該当する場合は、完了検査申請書の第三面【10. 確認以降の軽微な変更の概要】欄に、変更内容が記載されていることを確認の上、完了検査を速やかに実施すること。
2. 軽微な変更該当しない場合は、原則として計画変更となるため、申請者に対しては時間的余裕をもって対応するよう周知すること。
3. 住宅の建築工事の場合、確認済証の交付を受けた内容から一部の設備等がないこ

とをもって、「住宅」として工事が完了していないといった扱いをすることのないよう、柔軟に対応すること。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 高木、矢吹

TEL : 03-5253-8513